

議案第21号

富士見市国民健康保険保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

富士見市国民健康保険保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第14号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市国民健康保険保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市国民健康保険保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

富士見市国民健康保険保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。